

大学設置基準等の一部を改正する省令案及び教育課程等特例認定大学等の認定等に関する  
規程案への意見の提出について

2022（令和4）年8月4日  
公益財団法人大学基準協会

わが国の高等教育政策を大きく転換する政策の立案に尽力し、ここに大学設置基準をはじめとした各種の設置基準改正案、認定規程の新設案を取りまとめるに至った貴省に対して、まずは衷心より敬意を表したい。そのうえで、大学基準協会として下記のとおり意見を提出する。

意見（1/11）

大学設置基準第一条第三項

- ・自己点検・評価と認証評価の根拠となる条文が異なるので、正確な記述が望まれる。他の設置基準においても同様である。（例：「学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果」→「学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに学校教育法第百九条第二項の認証評価の結果」）

意見（2/11）

大学設置基準第二条の二

- ・文部科学省大学入学者選抜協議会において、公正性と公平性は異なった概念であり、その両者を満たすことが入学者選抜の必須要件として、入学者選抜実施要項等において、公正性と公平性を併記することが確認されている。そのことを踏まえ、例えば以下のような修正も考えられるだろう。（「公正かつ妥当な方法」→「公正かつ公平で妥当な方法」）

意見（3/11）

大学設置基準第七条

- ・「専属」という新たな文言が全設置基準合わせて17箇所でも新規使用されている。新しく用いられた言葉であるため、語の意味する内容について十分に説明することを希望する。

意見（4/11）

大学設置基準第八条第一項

- ・学部組織と教育課程の編成・責任主体が暗黙のうちに同一視されているように読める。学部等連係課程を制度化し、分野横断型の教育プログラムを推進する近年の大学改革方針と矛盾しており、現場で混乱を生み出す可能性があり、「学部」という語の使用を慎重に

検討することが望まれる。

意見（5/11）

大学設置基準第八条第三項

- ・「当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる」とある。「十分な教育効果を上げることができる」と認められる」ことをその条件としているが、各大学に混乱が生じないよう、また安易な運用がなされないよう、条文の趣旨などについて丁寧な説明が望まれる。また、「学生その他の大学が定める者」として想定する範囲もある程度明らかにするほか、指導補助者に授業の一部を分担させることができるとしているが、「一部」はどの範囲までか、さらに補助のみの「指導補助者」と、授業の一部を分担できる「指導補助者」の区別や「指導補助者」に助手を含むことができるかどうかなどについても丁寧な説明が望まれる。

意見（6/11）

大学設置基準第三十四条

- ・「校地」を定めるにあたり、「校地」を「学生が交流」という見地から規定が改まったことは、大学キャンパスの意義を明確にするものとして歓迎したい。

意見（7/11）

大学設置基準第三十六条第三項

- ・研究室は基幹教員だけでなく「専ら当該大学の教育研究に従事する教員」にも必ず備えなければならないとあるが、「専ら…従事」をどう理解するかについて大学間で一定の認識が持たれなければ、研究室の整備において混乱の原因になる可能性がある。この点の説明を徹底するよう求めたい。

意見（8/11）

大学設置基準第三十八条第二項

- ・図書館の機能が急速に多様化する中、従来の「専門的職員その他の専任の職員」の資格要件は曖昧であり、既に混乱の原因となっている。今回、「専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等」と改正されて、「専属」というさらに曖昧な用語が導入されることによって、混乱が助長されることを強く懸念する。また、多数の大学においては、図書館に各種分館が設置されており、「専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等」を分館にも配置することを義務付けるものかどうか不明であるため、検討が望まれる。

意見（9/11）

大学設置基準第五十七条

- ・第十四章として「教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例」が新設されるが、そこにいわゆる「改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組」というのが分かりにくい。成果という語に敢えて「実証的」という限定詞が付くことの意味や、教育研究等に関する先導的な取組ではなく「改善に係る」取組とされて、本来手段であるはずの「改善」がそれ自体として目的化しているような点について、必ずしも明確に理解できない。したがって、書き換えあるいは説明の徹底といった対応を望みたい。なお、別に案が示された認定規程案においては「先導的な教育」という言葉が多く使われており、それとの関係でもこの点は問われて良いだろう。

#### 意見（10/11）

##### 大学院設置基準第八条第二項

- ・大学院設置基準のこの箇所のみ、教職協働が「特に留意する」という文言によって留意事項規程になっているが、他の設置基準との整合性は保たれているか。

#### 意見（11/11）

##### 教育課程等特定認定大学等の認定等に関する規程

- ・「教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること」（「教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程」第1条第1項）の「十分整備されていること」「積極的に公表していること」の指標を明らかにすべきではないか。また、同条第2項で「直近の認証評価において適合認定を受けていること」とされているが、認証評価機関によって適合判断の指標に差がないことが明確になっていない以上、これを判断材料の一つにすることは制度的に不合理性はないか。

以 上